

論文内容の要旨

Gender differences in suicide attempters: a retrospective study of precipitating factors for suicide attempts at a critical emergency unit in Japan

(訳) → 自殺未遂者における性差：日本の救命救急病棟における自殺企図の誘因に関する後方視研究

日本医科大学大学院医学研究科 精神・行動医学分野

研究生 成重竜一郎

BMC Psychiatry 14:144 掲載 (2014 年 5 月 19 日)
(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/14/144>)

【背景】我が国においては自殺の誘因に関する実証的なデータが乏しく、国を挙げての自殺防止対策が行われている一方で、重点的に行うべき対策を絞り込むのが困難な状況にある。自殺の誘因に関する実証的なデータの一つとして、日本医科大学付属病院高度救命救急センターに入院となった身体的な重症度の高い自殺未遂者の分析を通じて、自殺企図の誘因における性差を明らかにすることを本研究の目的とした。

【方法】日本医科大学付属病院高度救命救急センターにおいては、自殺企図の患者全例について、精神科医が精神状態や自殺企図の誘因について評価を行っている。2010年3月1日～2012年3月31日の期間に日本医科大学付属病院高度救命救急センターに入院となった身体的な重症度の高い自殺未遂者を対象とし、診療録等から自殺企図の誘因、自殺企図手段、精神科診断、その他背景情報について調査を行い、それらの性差について統計的検討を行った。なお、自殺企図の誘因については自殺の誘因に関する唯一の公的な統計である警察庁の自殺統計における分類項目に合わせて分類を行った。

【結果】対象症例数は193例（男性88例、女性105例）で、平均年齢は $41.1 \pm 16.3SD$ 歳であった。自殺企図手段としては101例（52.3%）が過量服薬、33例（17.1%）が飛び降りであった。182例（94.3%）で何らかの精神疾患が認められ、131例（67.9%）は精神科治療を受けていた。精神科診断としては「気分障害」（大うつ病性障害、双極性障害、気分変調性障害を含む）が68例（35.2%）、「統合失調症および他の精神病性障害」が45例（23.3%）であった。精神疾患を除いた自殺企図の誘因としては、「家庭問題」が62例（32.1%）、「経済・生活問題」が40例（20.7%）であった。自殺企図手段の性差としては、過量服薬が女性で有意に多く、有毒ガスが男性で有意に多かった。なお、女性では精神科治療を受けていた者が有意に多かったが、精神科治療を受けていた者においては過量服薬が有意に多く、切創、服毒は有意に少なかった。精神科診断の性差としては「大うつ病性障害、双極性障害」と診断された者が男性で有意に多く、「パーソナリティ障害」、「気分変調性障害」と診断された者が女性で有意に多かった。精神疾患を除いた自殺企図の誘因の性差としては、「健康問題」、「経済・生活問題」、「経済・生活問題」の下位分類である「負債（その他）」、「勤務問題」、「勤務問題」の下位分類である「職場環境の変化」については男性で有意に多く、「家庭問題」、「家庭問題」の下位分類である「親子関係の不和」、「その他」の下位分類である「孤独感」については女性で有意に多かった。

【考察】自殺企図の誘因として精神疾患は最も一般的であり、本研究においても同様の結果が得られた。女性で「パーソナリティ障害」や「気分変調性障害」が有意に多かったことから、女性の自殺企図がうつ病ではなくライフイベントや衝動性に関連して生じる傾向があることが示唆された。先行研究において女性では過量服薬が多いとされており、本研究でも女性では過量服薬が有意に多かったが、一方で女性は精神科治療を受けていた者が有意に多く、精神科治療を受けていた者において過量服薬が有意に多かったという結果からは、手段の入手のしやすさが女性における過量服薬の多さの一因であると考えられた。精神疾患を除いた自殺企図の誘因として、男性においては「経済・生活問題」、「勤務問題」

等の社会的 (societal) な問題が多く、女性においては「親子関係の不和」や「孤独感」等の社交 (social) に関する問題が多いことが示され、この違いは男性と比較して女性において社会参加が少ないという我が国の社会構造を反映したものである可能性が示唆された。これらの結果から、自殺企図の誘因について明確な性差があることが明らかになり、こうした性差に合致した自殺防止対策を行うことが必要であると考えられる。本研究の限界の一つとして、研究の対象者が自殺既遂者ではなく自殺未遂者であるために、得られた結果が自殺既遂者の特徴とは異なる可能性があることがあげられるが、本研究においては対象者を身体的な重症度の高い自殺未遂者としているため、本研究の対象者は自殺既遂者に近い特徴を有していると考えられ、加えて自殺未遂者を対象とした調査は自殺企図の誘因を本人から直接確認できる点で自殺既遂者の調査にはない利点があると考えられる。また、本研究のもう一つの限界として、精神科診断や自殺企図の誘因の評価について構造化面接のような客観的な手法を用いていないことがあげられるが、その点については複数の精神科医が評価を行うことで客観性を担保した。